

意見書案第7号

県立小児保健医療センターの県立総合病院への統合及び県立小児保健医療センターの在り方等について十分な議論を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和6年3月25日

大津市議会議長

竹内基二様

提出者 杉浦智子

林まり

小島義雄

## 県立小児保健医療センターの県立総合病院への統合及び県立小児保健医療センターの在り方等について十分な議論を求める意見書

現在、滋賀県では、県立小児保健医療センターを県立総合病院へ統合するにあたり、当該患者家族への説明、及び専門委員会等での検討が行われているところである。

1980年代、当時の小児医療の専門家の意見や県民の要求に応える形で、県立小児保健医療センターは設立された。

とりわけ、県立小児保健医療センターは、難治・慢性疾患の子どもを対象とした小児専門医療を担う拠点病院として、県民のみならず、全国の子どもたちの小児医療を支え、重要な役割を果たしている。

このように、県立小児保健医療センターは、地域小児医療及び広域小児医療の観点から、現時点でも重要な役割を果たしており、今後とも、この重要な役割が変わることがないのはもちろんのことである。

このため現在、滋賀県で進められている県立小児保健医療センターの県立総合病院への統合及び今後の県立小児保健医療センターの在り方等については、長期的な視点を持ち、また、専門家等の意見を十分に聴取しながら、持続可能な小児医療を供給する体制整備の観点から、丁寧に議論されるべきである。

よって、滋賀県においては、県立小児保健医療センターの県立総合病院への統合及び県立小児保健医療センターの在り方等について、慎重な議論を行うとともに当該患者家族への説明責任を果たし、議論の経過を広く県民に発信することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年3月25日

大津市議会議長 竹内 基二

滋賀県知事 あて